



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*74 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)

○ 告示

- 1422 和歌山県認定リサイクル製品の認定 (循環型社会推進課)
- 1423 生活保護法による指定施術機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1424 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 1425 換地処分の完了 (農業農村整備課)
- 1426 平成20年度森林測量事業業務(森林基本図修正)の委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (林業振興課)

○ 公告

- 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)
- " (")
- 入札公告 (林業振興課)

○ 監査公表

- 監査公表第31号
- 監査公表第32号
- 監査公表第33号

○ 正誤

平成20年10月10日付け和歌山県報第2002号和歌山県人事委員会規則第28号中

規 則

和歌山県規則第74号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービ

ス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成11年和歌山県規則第109号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考2中「、「社団法人」、「財団法人」」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1422号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号)第5条第3項の規定により、次の製品を和歌山県認定リサイクル製品として認定した。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

認定番号	申請者	製品名
20-1	日本住宅パネル工業協同組合	桧台形集成材
20-2	日本住宅パネル工業協同組合	桧台形集成材
20-3	日本住宅パネル工業協同組合	桧台形集成材
20-4	日本住宅パネル工業協同組合	桧台形集成材
20-5	日本住宅パネル工業協同組合	桧台形集成材
20-6	株式会社和歌山建材リサイクルセンター	ユニ・ソイル
20-7	株式会社和歌山建材リサイクルセンター	RC-40・30
20-8	株式会社和歌山建材リサイクルセンター	再生砂(再生洗砂)
20-9	杉谷産業株式会社	再生クラッシュラン
20-10	株式会社寺本建設	RM-40
20-11	住金鈹化(株)和歌山事業所	コンクリート用高炉スラグ細骨材
20-12	株式会社南興業	RM-25

20-13	荒木産業株式会社	弥生	20-26	カナセ工業株式会社	ポリサイクルⅡ・ポリサイクルⅢ
20-14	有限会社クスベ産業	和歌山ソイル-Ⅱ型	20-27	株式会社太陽プラスチック	Rペレット
20-15	有限会社ニットウパーク産業	紀州パーク	20-28	大洋化学株式会社	エコ漆器
20-16	株式会社寺本建設	RI→パーク	20-29	株式会社リバース	良い紙シリーズ
20-17	株式会社テザック	わかやまっと 標準品	20-30	山陽製紙株式会社	製袋用クレープ紙
20-18	株式会社テザック	わかやまっと 環境品	20-31	山陽製紙株式会社	包装用クレープ紙
20-19	松三建材株式会社	薬楯	20-32	山陽製紙株式会社	梅炭クレープ紙
20-20	三菱樹脂株式会社	ヒシリサイクル三層継手	20-33	山陽製紙株式会社	梅炭オリジナルバック3層袋
20-21	ヤツイトレーディング株式会社	プラスチック製境界杭	<p>和歌山県告示第1423号</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。</p> <p>平成20年11月11日</p> <p>和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>		
20-22	シーテックス株式会社	ウディポスト			
20-23	株式会社おぎそ	リサイクル高強度磁器食器			
20-24	株式会社寺本建設	梅の彩生水			
20-25	株式会社紀州バイオ	クエンサンくん			

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西柔 16-18	美野栄一	こうの鍼灸整骨院	西牟婁郡白浜町919-1	平成 20.8.31

和歌山県告示第1424号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西柔 17-20	太田誠也	こうの鍼灸整骨院	西牟婁郡白浜町919-1	平成 20.9.1

和歌山県告示第1425号

平成20年10月22日付けで計画認可した日高町営換地計画(荊木・萩原地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1426号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度森林測量事業業務(森林基本図修正)の委託に係る一

般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

森林測量事業業務(森林基本図修正)

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から90日間

(3) 業務の内容等

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年11月11日(火)現在において、次の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(5) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(6) (4)及び(5)に関する誓約書を提出する者であること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年制定)第6条の規定に基づく認定を受けている者で、平成19・20年度入札参加資格審査により航空測量の認定を受けていること。

(9) 測量法(昭和24年法律第188号)に規定された測量士の登録がなされた者が所属している者であること。

(10) 平成15年度から平成19年度までの期間において、国又は地方公共団体発注の同種同規模の実績がある者であること。

(11) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次の

とおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 平成19・20年度の入札参加資格認定通知書の写し

エ 測量法で規定された測量士の登録通知書の写し

オ 使用印鑑届

カ 誓約書

キ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、オ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年11月11日(火)から平成20年11月18日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で提示及び配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年11月11日(火)から平成20年11月18日(火)までの間に和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年11月13日(木)から平成20年11月21日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2962

ファクシミリ番号 073-433-1037

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年11月28日(金)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年12月4日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年12月11日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成20年10月30日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成20年11月12日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成20年10月31日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成20年11月12日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県赤十字血液センター、田辺血液センター、和歌山生協病院、和歌山生協病院附属診療所、生協こども診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所、生協病院在宅総合ケアセンター、訪問看護ステーション生協みなみ及び和歌山県民総合健診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

入 札 公 告

平成20年度森林測量事業業務（森林基本図修正）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成20年度
- (2) 業務の名称
森林測量事業業務（森林基本図修正）
- (3) 業務内容
仕様書による。
- (4) 業務履行の場所
かつらぎ町の一部（おおむね、かつらぎ町内宮本～笠田～大畑周辺）
- (5) 業務期間
契約締結日の翌日から90日間
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第1426号に規定する森林測量事業業務の委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課
 - (2) 期間
平成20年11月11日（火）から平成20年11月18日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- 4 仕様書を提示する場所及び期間等
 - (1) 仕様書を提示する場所及び期間は、次のとおりとする。
ア 場所
3の（1）に同じ。
イ 期間
3の（2）に同じ。
 - (2) （1）の規定により提示する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して平成20年11月18日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
ア 場所
3の（1）に同じ。
イ 期間
3の（2）に同じ。
 - (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して平成20年11月21日（金）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町19番地

和歌山県薬剤師会館4階大会議室

イ 入札日時

平成20年12月18日(木)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された

者であっても、確認の後、競争入札に関する参加資格停止を受けている者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2962

ファクシミリ番号 073-433-1037

監 査 公 表

和歌山県監査公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年8月20日、21日及び22日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年11月11日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
知事室	平成20年8月20日
総務部	平成20年8月22日
企画部	平成20年8月20日
環境生活部	平成20年8月21日
福祉保健部	平成20年8月22日
商工観光労働部	平成20年8月20日
農林水産部	平成20年8月21日
県土整備部	平成20年8月20日
出納局	"
県議会	平成20年8月21日
人事委員会	平成20年8月22日
労働委員会	"
選挙管理委員会	"
監査委員	"
教育委員会	平成20年8月21日
公安委員会	平成20年8月20日

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

総務部

県税収入の確保については、県税徴収対策本部の設置や特別徴収チームによる困難事案の整理等、組織的な徴収対策に取り組まれた結果、平成19年度では、県税収入率が97.0%と0.2ポイント上昇し、収入未済額（個人県民税を除く。）も前年度に比べ約1億8,855万円減少するなどの成果が出ている。今後も引き続き、一層の税収確保及び税負担の公平の確保を図るよう努められたい。

個人県民税の収入未済額については、約2億7,784万円増加（調定額は約126億円増加）しているので、徴税職員の派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施する等、今後も市町村と連携を深め収入の確保に努められたい。

(税務課)

環境生活部

橋本市の産業廃棄物不適正処理及び広川町の硫酸ピッチ不法投棄については、代執行を行い、平成16年度から関係者に対して費用の請求を行っているところであるが、平成19年度末における未収金の状況は、約11億2,143万円となっている。

早期の回収は困難と思われるが、今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理を行われたい。

(廃棄物対策課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の平成19年度決算における収入未済額は、約3,677万円であり、前年度と比べると約133万円の増加となっている。

未収金は、ここ数年毎年増加しており、今後、徴収金マニュアルに沿って、各振興局健康福祉部と緊密な連携を図りながら、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収出来ない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成19年度末現在約1,020万円であり、前年度に比べ、過年度分が約116万円減少し、徴収率も6.3ポイント上昇するなど、滞納整理の一定の効果は出ている。

しかし、未収金は、なお多額に上っており、今後も「児童福祉施設入所負担金滞納整理マニュアル」に沿って、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を図られたい。

(子ども未来課)

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成19年度決算における収入未済額は、約4,377万円であり、回収に向けた取組や不納欠損処分が行われた結果、前年度より約355万円減少するなど、滞納整理の一定の成果は出ている。

しかし、未償還金は、なお多額に上っており、今後も償還指導マニュアルに沿って、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、新規の未償還金の発生を防止するため、振興局担当者会議等を通じて、貸付時における償還指導の徹底を図られたい。

(子ども未来課)

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、分納する期限が終了した債権の発生等により昨年度より約220万円増加し、平成19年度末現在で約1,803万円となっている。

今後も債権管理マニュアルに沿って、母子福祉指導員を中心に、本庁と振興局、市町村が連携し、徴収に向けた取組を行うとともに、時効

等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、市町村における窓口指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるなどし、未償還金の発生を抑制されたい。

(子ども未来課)

オ 児童福祉施設入所負担金の平成19年度決算における収入未済額は、約1,798万円であり、不納欠損処分等が行われた結果、前年度に比べ約639万円減少しており、滞納整理の一定の効果は出ている。

しかし、未収金は、なお多額に上っており、今後も「児童福祉施設入所負担金滞納整理マニュアル」に沿って、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を図られたい。

(障害福祉課)

カ 知的障害者福祉施設入所負担金については、収入未済額は、約293万円であり、前年に比べわずかに減少しているものの、なお多額の未収金が残っている状況にある。

今後、「滞納整理マニュアル」を作成し、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

キ 特別障害者手当等返還金については、収入未済額は約264万円であり、前年に比べ約17万円減少しているものの、なお多額の未収金が残っている状況にある。

今後、「滞納整理マニュアル」を作成し、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

商工観光労働部

中小企業振興資金貸付金については、競売や任意売却、連帯保証人への徴求等を行って、債権回収に取り組みされているが、平成19年度末現在における収入未済額は約103億5,300万円と、依然として多額である。

今後も分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求等を実施し、債権管理に万全を期されたい。

(償還指導室)

農林水産部

沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金について、過年度分は償還が進んでいるが、新規滞納者の発生等により、未償還金合計は、平成19年度末で約2,500万円であり、前年度に比べ約110万円減少している。

今後も貸付金の保全の委託先と連携を図りながら、計画的償還の指導に努めるとともに、新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

県土整備部

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成19年度末で11人の約1,077万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金の解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実情に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(検査指導室)

イ 県土整備部で管理している平成19年度末における廃道敷地の未処理件数は、14件となっている。

廃道敷地については、今後、払い下げや現道復帰・資材置き場等有効利用計画等を検討しているところであるが、これらのほか、早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

ウ 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成19年度末では、約265万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金の解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(河川課)

エ 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成19年度の調定額は、約15億円で、年度末の収入未済額は、約2億3,900万円と多額である。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に基づき未収金の回収に努め

ているところであるが、職員も計画的に訪問するなどより一層の組織的な取組が必要である。

また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も引き続き、各振興局及び住宅供給公社（委託分）への指導を強化し、債権管理に努められたい。

（住宅環境課）

教育委員会

進学奨励金等の未収金は、平成19年度末で約6億1,746万円と、前年度に比べ約6,953万円増加している。

また、特別会計の修学奨励金の未収金についても、約537万円と前年度に比べ約318万円増加している。

未納者に対し鋭意償還指導に努めているところであるが、今後も一層未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い、未収金の減少に努められたい。

また、新規未償還金の発生防止に努められたい。

（生涯学習課）

(2) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

3 監査委員の除斥

楠本隆委員は、平成19年度において環境生活部長の職にあったため、地方自治法第199条の2の規定により当該部の所管に係る監査には加わらなかった。

和歌山県監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成20年8月21日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年11月11日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 花田 健吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日
和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会	平成20年8月21日

2 監査の結果

上記機関について、事務の執行は、適正であると認めた。

和歌山県監査公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成20年7月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年11月11日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 花田 健吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監 査 実 施 年 月 日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成20年7月30日
和歌山県工業用水道事業会計	"
和歌山県土地造成事業会計	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

医業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、未収金対策マニュアルを活用し、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、御坊第2地区で1件52,597㎡及び西浜地区で2件7,250㎡の売却を行い、販売に努力されているが、依然、未処分地が563,503㎡残っている。

今後とも、保有土地の早期処分について努力をされたい。

(2) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

正 誤

正 誤

平成20年10月10日付け和歌山県報第2002号和歌山県人事委員会規則第28号中

ページ	段	行目	誤	正
3	右	下から12	和歌山県人事委員会規則第20号	和歌山県人事委員会規則第4号
3	右	下から5	和歌山県人事委員会規則第20号	和歌山県人事委員会規則第5号
4	左	上から3	和歌山県人事委員会規則第20号	和歌山県人事委員会規則第6号